解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
宮城県遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏三〇番地
財団法人宮城県小牛田農林高等学校教育振興会
代表清算人　公平　弘司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年六月二十七日開催の評議員会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
仙台市青葉区国見一丁目八番一号
財団法人人間科学研究所
清算人　大竹　榮

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為による存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
秋田県大館市比内町扇田字新大堤下九三番地一一　財団法人比内町観光開発公社
代表清算人　吉田　光明

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴二一一番地
財団法人遊佐町観光開発公社
代表清算人　堀田　堅志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日に存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
群馬県前橋市千代田町一丁目一番二二号
財団法人北曲輪会館
代表清算人　岩崎　宏行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
千葉県八千代市萱田町五九六番地の五
財団法人八千代市開発協会
清算人　竹之内正一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
東京都千代田区猿楽町二丁目八番八号
日建・レンタコムグループ厚生年金基金
清算人　関山　正勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日寄附行為に定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
東京都千代田区神田神保町二丁目一七番地
在日本救世軍財団
清算人　吉田　眞一

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第二十九条の規定による存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
富山県高岡市福岡町土屋三三〇
財団法人土屋共保財団
清算人　割田　貞夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月二十五日開催の理事会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
石川県白山市吉野春二九番地
財団法人未智之里
代表清算人　松本　佐一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
石川県金沢市古府一丁目二一七番地
社団法人石川農林統計協会
清算人　村田　幸一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
福井市若栄町五〇八番地
財団法人福井県鉄工業振興基金協会
代表清算人　清川　忠

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月十八日静岡県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
静岡県伊東市大原二丁目一番一号
伊東市土地開発公社
代表清算人　原　崇

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月十八日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
滋賀県栗東市目川五三七番地
目川中央土地区画整理組合
代表清算人　北川　利昭

解散公告（第二回）

当公社は、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受け、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
滋賀県大津市松本一丁目二番一号
滋賀県住宅供給公社
清算人　瀬古　良勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
大阪市西区江戸堀二丁目一番一号江戸堀センタービル九階
社団法人大阪国際見本市委員会
代表清算人　比嘉　廉丈

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
大阪府高槻市桜ケ丘南町七番二三号
財団法人桜ケ丘公民館
代表清算人　馬場　雅貴